

環境物品等の調達に関する基本方針の見直しの概要（案）

平成 27 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」から見直しを行う品目及びその判断の基準等の概要は、以下のとおりである。また、今回の見直し（判断の基準等の見直し 46 品目¹）により、平成 28 年度における特定調達品目は、本年度と同様の 21 分野 270 品目となる。

1. 分野横断的な見直し

（1）木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る経過措置について

平成 18 年度の基本方針から木材・木材を原料とする製品について合法木材の使用が判断の基準として設定されたが、平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している場合は合法性の確認を不要とする経過措置が設けられていたところ。本年度、本経過措置の削除について検討を行ったが、現状では経過措置の削除による影響が明らかでないことから、来年度、引き続き調査を継続し、経過措置の削除について検討することとする。（別添 林野庁作成資料参照）

- 紙類、文具類、オフィス家具等、記録用メディア、インテリア・寝装寝具、公共工事（製材等 8 品目）、役務（印刷）

（2）繊維製品に係る判断の基準等の見直し

制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品の 4 分野の 17 目について、故繊維の配合率、植物を原料とするプラスチック又は合成繊維に係るバイオベース合成ポリマー含有率の基準の導入等の繊維製品全般に係る判断の基準等の見直しを実施。

2. 分野別の見直し品目及び概要

文具類

- ボールペンについて芯が交換可能であることを判断の基準に追加（経過措置を設定）

オフィス家具等

- オフィス家具等についてバイオベース合成ポリマー含有率に関する判断の基準の追加等

¹ 表現の統一・整合等の軽微な変更を除く

画像機器等

- トナーカートリッジ、インクカートリッジについて化学安全性の基準を変更（EUの化学品規則等への対応）

家電製品

- 電気冷蔵庫等については市場状況を勘案し、エネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を延長
- テレビジョン受信機については市場状況を勘案し、エネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を受信機型サイズが 39V 型以下のものについて延長
- 電気便座については市場状況を勘案し、エネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置を延長

エアコンディショナー等

- 家庭用エアコンディショナーについて冷媒の地球温暖化係数を 750 以下とする配慮事項を判断の基準に引上げ
- ガスヒートポンプ式冷暖房機について期間成績係数に係る判断の基準の見直し、及び対象範囲の見直し（JIS 規格の改定に伴う見直し）

温水器等

- ヒートポンプ式電気給湯器についてエネルギー消費効率の判断の基準に係る経過措置を終了

自動車等

- 自動車について植物を原料とするプラスチック又は合成繊維の使用に係る配慮事項を追加

制服・作業服

- 制服、作業服及び帽子について判断の基準等を見直し（1（2）参照）

インテリア・寝装寝具

- カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん及びマットレスについて判断の基準等を見直し（毛布は災害備蓄用品において同じ。カーテンは経過措置を設定）（1（2）参照）

その他繊維製品

- 集会用テント、防球ネット、旗、のぼり及び幕について判断の基準等を見直し（テントは災害備蓄用品において同じ）（１（２）参照）

公共工事

- 高日射反射率塗料について日射反射率保持率に係る経過措置を終了
- 「環境配慮型道路照明」を「LED 道路照明」に名称変更し、LED 道路照明施設に係る判断の基準を設定
- 断熱サッシ・ドアについて断熱性に係る配慮事項の変更（経済産業省告示制定に伴う改定）
- ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機について期間成績係数に係る判断の基準を見直し、及び対象範囲の見直し（JIS 規格の改定に伴う見直し）
- 合板型枠について板面表示に係る備考の見直し、及び経過措置の延長

役 務

- 飲料自動販売機設置について紙容器及びカップ式自動販売機のノンフロン化に係る判断の基準の経過措置の見直し（紙容器は終了、カップ式は平成 29 年 4 月まで）、及びリユース部品の使用における特定の化学物質の使用制限の見直し
- 引越輸送について梱包用資材及び養生用資材における再生材料又は植物由来プラスチックの使用に関する配慮事項を追加

グリーン購入法基本方針見直し等（案）における
木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る経過措置について

平成 27 年 12 月

林野庁 林政部 木材利用課

1. 対象品目

紙類、文具類、オフィス家具等、インテリア・寝装寝具、公共工事（製材等 8 品目）、役務（印刷）

2. 見直し内容

平成 18 年度の基本方針から、木材・木材を原料とする製品の合法性の確認が判断の基準として設定されたところであり、平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結している場合は合法性の確認を不要とする経過措置が設けられていたが、今般の基本方針見直しにおいて、この経過措置の終了が検討されているところ。

3. 林野庁における検討状況

平成 27 年 10 月 26 日より環境省からの事前協議を受けて、林野庁において、本経過措置の終了について、木材関係業界への支障の有無を把握するため、11 月から 12 月にかけて、合法木材供給事業者認定団体（150 団体）を対象にアンケート調査を行った。

12 月 15 日時点のアンケート回答の集計によると、現在でも平成 18 年 4 月 1 日より前に契約した原木を使用している事業者があり、事業に支障があるため経過措置終了に反対との意見があったところ（支障があるとの回答が最も多かった「製材等」で回答数の 36%、アンケート回答率は約 2 割）。

4. 対応方向

本経過措置については、木材関係業界全体への影響の把握が未だ十分でない

こと、現時点で把握している限りにおいても、経過措置の終了に反対している団体があることから、更なる影響の把握及び業界との調整が必要であるため、本年度は継続検討とし、来年度の基本方針見直しにおいて、本経過措置の終了の可否について協議することとしたい。

今後は、来年度の基本方針見直しに向けて、合法木材供給事業者認定団体に対するアンケート調査を更に進めるとともに、経過措置終了に反対の団体等からのヒアリングも行い、平成 28 年度第 2 回特定調達品目検討会へ結果を報告することとしたい。

(以上)